

船橋市内部統制に関する方針

現在、船橋市の人口は緩やかながら増加しているものの、将来的には少子高齢化が進展し、人口の減少も見込まれています。人口減少社会においては、ニーズが多様化し、市が提供するサービスの重要性は増大していく一方で、よりきめ細やかな対応も求められます。同時に、限られた人員の中で、これらの市民サービスを支える制度は複雑化し、市で処理すべき事務が広範になることで、職員一人当たりの業務負担が増加し、事務処理上のリスクも増大します。

このことから、よりよい市民サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、予めこれらのリスクについて識別及び評価をし、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する内部統制体制の構築が必要となります。

内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであり、全ての職員が主体的に取り組むことで有効に機能するものです。職員一人一人がその職責と市民への責任を自覚し、絶えず自身の事務処理手順を見直し、事務の効率性と適正性を確保することによって、市民に信頼される市役所であり続けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく内部統制に関する方針を次のとおり定め、これに基づき本市における内部統制の整備及び運用を行ってまいります。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく事務を執行する体制を構築し、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適切に保存及び管理する体制を構築し、正確な情報に基づいて財務報告等を作成することで、信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

市民の信頼の基礎となる法令等の遵守の徹底を図ります。

(4) 資産の保全

有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産についても、その取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ります。

2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務その他市長の権限に属する事務

令和4年4月1日

船橋市長

